

七尾市優良建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、七尾市が発注する建設工事の適正な施工の確保と技術の向上を図るため、他の模範となる優れた建設工事に対する表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象となる建設工事)

第2条 表彰の対象となる建設工事（以下「優良建設工事」という。）は、表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たす建設工事とする。

- (1) 入札発注した請負金額が500万円以上の建設工事であること。
- (2) 工事成績評定書の評定点（以下「評定点」という。）が75点以上であり、かつ、次に掲げる条件のいずれかに適合するものであること。
 - ア 施工及び成果が特に優秀で、他の模範となると認められたもの。
 - イ 著しく困難な条件を克服して完成を図ったもの。
- (3) 前2号に該当する工事（以下「対象工事」という。）を施工した建設業者の表彰対象年度に完成した工事において、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
 - ア 対象工事の工種（以下「対象工種」という。）における評定点の平均点が、すべての建設業者の表彰対象年度に完成した工事の対象工種における評定点の平均点以上であること。
 - イ すべての建設工事の評定点が70点以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、工事担当の所属長が特に優良建設工事として認めた場合には、優良建設工事の対象とすることができる。

(優良建設工事選考委員会の設置)

第3条 優良建設工事の選考の適正を期するため、七尾市優良建設工事選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、七尾市工事請負業者選考委員会の委員をもって充てる。

(表彰対象工事の推薦)

第4条 工事担当の所属長は、第2条の規定に該当する工事であると認めたときは、優良建設工事推薦書（様式第1号）を作成し、委員会に提出するものとする。

(委員会の審査)

第5条 委員会は、前条の規定による優良建設工事推薦書の提出があったときは、当該推薦工事の審査を行い、優良建設工事を選定するものとする。

2 委員会は、優良建設工事を選定したときは、速やかに審査結果を市長に報告するものとする。

(表彰の決定)

第6条 市長は、前条の報告に基づき受賞者を決定するものとする。

(表彰の時期及び方法等)

第7条 表彰は、原則として毎年秋期に行うものとする。

2 表彰には、表彰状を贈呈する。

(その他)

第8条 委員会の事務局は、総務部監理課に置くものとする。

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 七尾市優秀施工現場代理人表彰要綱（平成17年七尾市告示第165号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

優良建設工事推薦書

平成 年 月 日			
(あて先) 七尾市優良建設工事選考委員会		(工事担当課) 所属課 所属長 _____ (印)	
次のとおり推薦します。			
担当課		監督員	職名 氏名
工事名			
工事場所		工種	
請負業者			
請負金額	円		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
完成年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日
工事概要			
推薦理由	1 第2条第1項 2 第2条第2項 (※該当するものに○を記入する。)		

※ 推薦理由には、計画性、工法、施工体制・状況、創意工夫、環境対策、社会地域への貢献等特記すべき推薦理由を具体的に記入する。